

3.16

我孫子市役所企画財政部広報広聴課
〒270-11 我孫子市我孫子1858 ☎0471(85)1111

広報 あびこ

市民憲章

わたくしたちは、利根川と手賀沼にかこまれ自然と歴史にはぐくまれた我孫子の市民です。
わたくしたちは、田園教育文化都市をめざす市民としての誇りをもち、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。水と緑と土のにおいていがいぱいの住みよいあびこにします心と体をきたえ生き生きと働き伸びゆくあびこにします老人を大切にし子どもの夢を育て幸せなあびこにしますふるさとを愛し文化を高め豊かなあびこにしますみんなで話しあいきまりを守り明るいあびこにします



名譽市民の称号を受けた加瀬完氏

我孫子市名譽市民・加瀬完氏(85歳)は、かねてから病気療養中でありましたが、2月28日に、東京慈恵会医科大学附属柏病院において逝去されました。

瀬氏を追悼する市葬は、3月27日(月)午後1時から市民会館で行われます。

ふるさと我孫子市の発展に多大な尽力

加瀬完氏は、明治43年1月1日、現在の八日市場市に生まれ、昭和5年、千葉師範学校を卒業後、小学校の教員となり、同13年、28歳の若さで我孫子第二小学校の校長に就任。以後、我孫子第一小学校、我孫子第一中学校長を歴任。

同22年からは、千葉県議会議員となり、2期務めた後、同28年には、参議院議員選挙に初当選し、連続5期30年間、国政に携わりました。

この間、参議院社会労働委員会で活動され、多くの功績をたたえ、市民の皆

権と被選挙権の停止を受けています。ご注意ください。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転入した方

本市から県内他の市町村へ

平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

録されていない方は、転出

た住所地の市町村長が発行す

る住所証明書を受け、本市で

投票できます。

◎転出した方

本市から県内他の市町村へ

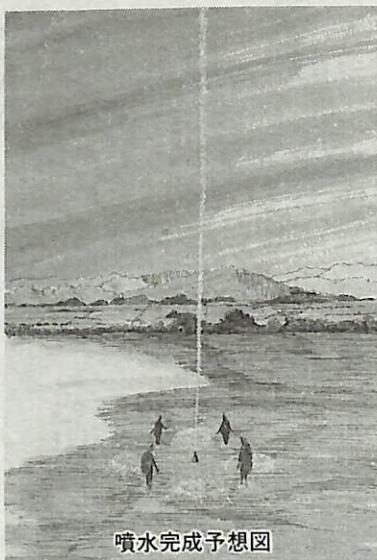
平成6年12月31日以降に転出

し、転出先の選挙人名簿に登

手賀沼にきれいな水を取り戻しましよう

手賀沼は、私たちの心のふるさとです。手賀沼の水をきれいにし、かつての豊かな自然環境を取り戻すため、県では「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」に基づき、ヘドロのしゅんせつや河川水の浄化施

設設置など、さまざまな施策を展開しています。



噴水完成予想図

また、浄化対策の一層の推進を図るために、手賀沼流域の総合的な浄化対策の検討を行ない、その中で、アオコ発生の要因のひとつであるリンの除

人権問題についての相談に応じています。

行政相談

お気軽にご相談を

市では毎月1回、人権・行政相談日を設けています。

行政相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

行政相談委員は、行政機関との仕事について、説明に納得できない、処理がまちがっているなどの苦情がある場合、行政相談委員（下表参照）にご相談ください。

行政相談委員は、行政機関などへの苦情や要望をお聞きし、その解決を図ります。

お気軽にご相談ください 人権相談・行政相談

人権相談

▼人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
田中 量純	青山162	(83)2558
石井 靖男	布佐2224	(89)2351
別府 孝子	船戸2-9-32	(84)2320
表 てる子	白山3-5-27	(85)0396
鬼澤 三郎	我孫子563-10	(82)2061

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	柴崎1-7-0

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏名	住所	電話番号
井上道英	齊藤栄子	泉13-84-21

氏

情報公開制度が4月からスタート

※※※ より開かれた市政のために ※※※

市では、情報公開制度を4月1日(土)からスタートします。情報公開制度は、皆さんの求めに応じて市が持っているさまざまな情報を原則として公開するものです。この制度を皆さんに利用していただき、なお一層市政への参加を進め、理解と信頼を深め開かれた市政を目指します。

制度を作るにあたっては、平成3年に市情報公開制度準備委員会を設置し、制度の骨格について検討を始めました。市民代表の方や学識経験者など15名で構成される情報公開制度懇話会で、広い視野と専門的な見地からの提言をいただき、準備委員会で条例案を作成し、平成6年9月に「我孫子市情報公開等条例」として制定されました。

制度の特徴としては、決裁前の文書であっても公開の対象とすること、実施する機関に議会も含まれていることです。

市では、皆さんを利用しやすい制度するために、情報公開総合窓口(案内図参照)や教育委員会、水道局、消防署にも、情報公開コーナーを設置し、情報公開制度の円滑な運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

=文書課情報公開担当=



情報公開の要点

(1) 情報公開の基本原則

① 公開の原則

市が保有する情報は、公開することを原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめます。

② プライバシーの保護

個人の尊厳を守るために、市民のプライバシーが侵害されないよう、最大限保護します。

③ 市民の利用しやすい窓口を設置

市役所内に実施機関すべてにわたる総合的な窓口を設けるとともに、教育委員会、水道局及び消防本部にも情報公開コーナーを設置し、市民の皆さんを利用しやすい窓口とします。

(2) 請求できる人

① 市内に住所のある方

② 市内に事務所、事業所を持つ個人及び法人その他の団体

③ 市内の事務所、事業所に勤務する方

④ 市内の学校に在学する方

⑤ 市が行う事務事業に利害関係がある個人及び法人その他の団体(利害関係に係わる情報に限ります。)

(3) 対象となる情報

平成7年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書(図面、写真、磁気ディスク、磁気テープ及びフィルムを含む)で、実施機関が管理しているもの。この場合、決裁前の文書であっても公開請求の対象にします。なお、平成7年3月31日以前に作成し、または取得した情報については、整備の完了したものから対象になります。

(4) 実施機関

情報公開制度を実施する市の機関は、次のとおりです。

- ① 市長
- ② 水道事業管理者
- ③ 消防長
- ④ 教育委員会
- ⑤ 選挙管理委員会
- ⑥ 監査委員
- ⑦ 農業委員会
- ⑧ 固定資産評価審査委員会
- ⑨ 議会

(5) 非公開の決定を受けたら

① 救済手続き

請求した情報が公開できない旨の決定を受けた方は、その決定に不服がある場合、決定のあったことを知った日から60日以内に決定を行った実施機関(水道事業管理者、消防長の場合は市長)に対して、不服申立てをすることができます。

② 審査会への諮問

不服申立てがあった場合は、実施機関は、その不服申立てが不適法な場合、または不服申立てを認容する場合を除き、公正、中立な判断を行うため、「我孫子市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対しての決定または裁決をすることになります。

③ 審査会のもう一つの役割

情報公開審査会は、不服申立てにかかる審議のほかに、制度運営上の基本的な事項の改善等について、実施機関に意見を述べることができます。

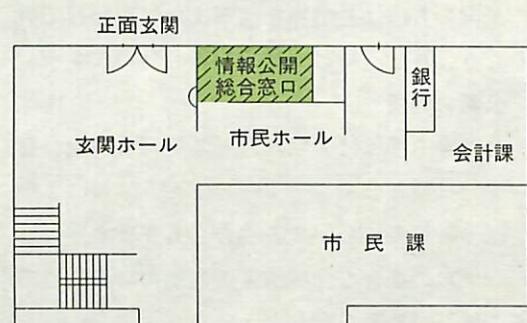
情報公開総合窓口・情報公開コーナーのご案内

市役所本庁の情報公開総合窓口では、すべての実施機関の請求の受け付けをはじめ、情報公開制度全般についての相談・案内を行います。

また、教育委員会、水道局、消防本部の情報公開コーナーでは、それぞれの実施機関の請求の受け付け及び相談・案内を行います。

お気軽にご利用下さい。

情報公開総合窓口案内図 市役所本庁舎1階



情報公開総合窓口・情報公開コーナー利用時間

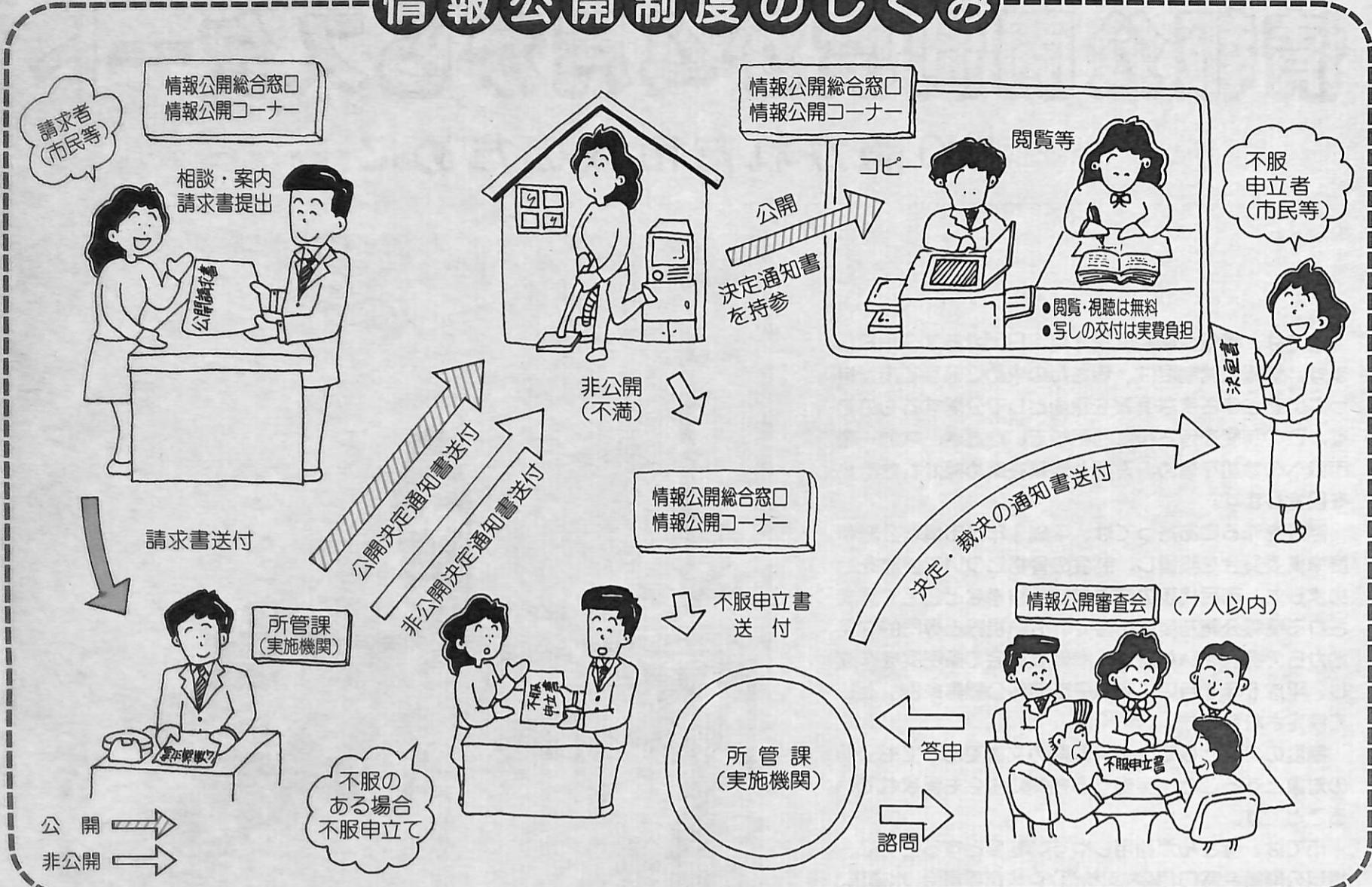
午前8時30分から午後5時

(ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▶問い合わせ 総務部文書課情報公開担当

☎ 85-1111 内線268

情報公開制度のしくみ



〈請求から公開までの手続き〉

(1) 請求の手続き

公開請求をする方は、情報公開総合窓口または情報公開コーナーに、「情報公開請求書」を提出してください。電話や口頭での請求はできません。

(2) 公開の決定・方法・費用

① 公開の決定

実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に公開するかどうかの決定をします。やむを得ない理由により15日以内に決定することができないときは、60日を限度として決定期間を延長することができます。この場合は、延長の理由及び決定することができる期日を書面でお知らせします。

② 公開の方法

公開の方法は、情報を閲覧または視聴しているとき、写し（コピー）の交付も行います。

③ 公開の場所

公開する場所は、原則として情報公開総合窓口または情報公開コーナーですが、情報によっては、所管課で公開する場合もあります。

いずれの場合も公開決定の通知書に指定してある場所で公開を行うことになります。

④ 費用

情報の閲覧・視聴は無料ですが、写し（コピー）の交付を希望されるときは、1枚につき20円を負担していただきます。また、郵送の場合には、別に郵送料が必要となります。

⑤ 公開することができない情報

情報公開制度では、すべての情報を公開することを基本原則としていますが、内容によっては個人の

プライバシーなどを保護するために公開することができないものもあります。

公開することができない情報には、次のようなものがあります。

① 法令秘情報

法令等で公開することができないと認められる情報。

② 個人に関する情報

個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもの。（ただし、法令等の定めによりだれでも閲覧することができる情報や公開を目的として作成、取得した情報、公開することが公益上必要であると認められる情報については公開します）

③ 法人等の事業活動に関する情報

法人等の情報で、公開することにより、法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの。（ただし、人の生命、身体、健康、財産、生活を保護するために公開することが公益上必要と認められる情報は、公開します）

④ 犯罪予防等の情報

公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報。

⑤ 行政協力関係の情報

公開することにより、国や他の地方公共団体等との協力関係または信頼関係が損われると認められる情報。

⑥ 合議制機関等の情報

公開することにより、合議制機関等の公正ま

たは円滑な議事運営が著しく損われると認められるため、議事運営に関する規程または議決により公開しない旨を定めている情報。

⑦ 意思形成過程の情報

審議、検討、調査研究等の意思形成過程の情報で、公開することにより公正または適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの。

⑧ 事務事業執行の情報

検査、監査、取締り、入札などの事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業実施の目的が損われたり、事務事業の公正または円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの。

なお、情報の一部に公開することができない情報が含まれている場合でも、その部分を除いて公開することができます。また、一定の期間が過ぎれば公開することができる場合は、その期間の経過後に公開します。

⑨ 自己情報の開示と訂正請求

自己情報の開示請求及び開示された情報に誤りがあれば訂正請求する権利を保障し、プライバシーのより適切な保護を図ります。

請求、開示の方法等については、情報の公開の手続き等を準用して行います。

なお、自己情報の開示請求をする場合は、運転免許証等本人であることを証明する書類が必要になります。

⑩ 実施状況の公表

毎年1回、情報公開の実施状況を「広報あひこ」で市民の皆さんにお知らせします。

